

平成21年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成21年6月11日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	吉田盛彦
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	池口公二	12番	井潤治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	小倉久義	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	浦勝明
総務政策課 企画員	藪内昭孝	住民生活課長	廣井哲也
住民生活課 企画員	菅谷雄二	住民生活課 企画員	平田隆文
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	福田稔
税務課長	和田精之	税務課企画員	平田敏隆

産業建設課長	脇田英男	産業建設課員 企画員	堀悦明
産業建設課員 企画員	宮本正明	産業建設課員 企画員	植本亮
上下水道課長	木村勝彦	上下水道課員 企画員	菅根清
上下水道課員 企画員	植本敏雄	教育委員会 総務課長	笠松眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎一光		

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 2号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告第 3号 平成20年度上富田町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 7 報告第 4号 平成20年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 8 報告第 5号 平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正  
予算(第2号)
- 日程第 9 報告第 6号 平成20年度上富田町特別会計老人保健補正予算  
(第1号)
- 日程第10 報告第 7号 平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算  
(第3号)
- 日程第11 報告第 8号 平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療繰越明許  
費繰越計算書
- 日程第12 報告第 9号 平成20年度上富田町特別会計介護保険補正予算  
(第3号)
- 日程第13 報告第10号 平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業  
補正予算(第3号)
- 日程第14 報告第11号 平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
(第3号)

- 日程第 1 5 報告第 1 2 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業  
補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 6 報告第 1 3 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業  
補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 7 報告第 1 4 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 1 8 報告第 1 5 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業  
補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 9 報告第 1 6 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正  
予算(第 2 号)
- 日程第 2 0 報告第 1 7 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 2 1 報告第 1 8 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許  
費繰越計算書
- 日程第 2 2 報告第 1 9 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の  
変更に関する協議について
- 日程第 2 3 報告第 2 0 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 報告第 2 1 号 平成 2 1 年度上富田町一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 5 報告第 2 2 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 2 6 報告第 2 3 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業  
補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 7 報告第 2 4 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業  
補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積  
の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の  
特別措置に関する条例
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員  
の処遇等に関する条例
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度上富田町一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 朝来財産区有地の処分について

日程第 3 3 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算  
( 第 1 号 )

日程第 3 4 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について ( 平成 2 0 年度 繰越第  
3 号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修  
( 建築 ) 工事 )

開 会 午前9時30分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。

平成21年第2回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（吉田盛彦）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番、沖田公子君、9番、榎本 敏君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

議長（吉田盛彦）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

---

日程第3 諸般の報告

議長（吉田盛彦）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

諸般の報告をいたします。

平成21年3月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件、及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、3月定例会において全会一致で可決されました社会保険紀南病院の適切な譲渡を求める意見書につきましては、国の関係機関等に3月19日付で送付しましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、6月11日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（吉田盛彦）

諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成21年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝申し上げます。

さて、4月末日より、新聞、テレビ等で報道されています新型インフルエンザにつきましては、説明文では6月2日となっておりますけど、6月10日現在では20都道府県で511名に及んでおります。

当町におきましても、4月28日に町長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を立ち上げ、延べ11回の会議を重ね、情報収集、住民に対しての周知啓発、マスク等の備蓄等の感染予防対策を講じております。

また、5月27日に和歌山市において感染者1名が確認されたことを受けまして、5月28日に対策本部を開催し、和歌山県、和歌山市の対応方針に準じて、当町もイベント等開催については、従来どおり実施していく方針を示したところでございます。

国の平成21年度補正予算が、5月29日、国会で可決したことに伴いまして、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせて積極的に経済対策に取り組むことができるよう、「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、

安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」が地方公共団体に交付されることを受け、現在、申請すべき対象事業の選定に取り組んでいるところでございますので、事業内容等が確定すれば、補正予算の上程につきましては議員皆様方のご協力をお願いするところでございます。ただ、今議会中には無理かと思っております。

平成20年度の一般会計の決算状況につきまして、報告をさせていただきます。

景気の低迷や国の三位一体の改革等による影響もある中、昨年度に引続き大型事業である市ノ瀬橋や生馬小学校整備事業に取り組んだところでありますが、減債基金よりの取り崩し額については当初予定額より大きく減額し、8,000万円に押さえることができるとともに、地方債年度末現在高も若干ではありますが減額となっています。

なお、一部繰り越す事業がありますので、実質収支額は1,928万6,000円の黒字決算となります。これは、議員各位のご理解とご協力のもと、税収の確保や行政改革に職員一丸となって取り組んできた成果が顕著にあらわれてきたものと評価をしているところであります。

一方、特別会計国民健康保険事業につきましては、平成20年度に実施された高齢者医療制度改革による制度改正の影響や急激な景気の悪化により、大変厳しいものとなっております。

こうしたことから、平成20年度決算見込みにつきましては、基金からの繰り入れでは不足したため、一般会計からの繰り入れで収支を補った形となっており、今回の定例会に上程しておりますが、国民健康保険税の引き上げについては、一度に税を引き上げるのではなく、住民への負担を考慮し、値上げ幅を抑えるものとなっておりますので、ご理解とご承認をお願いします。

さて、本定例議会に上程し、ご審議をお願いします議案は、報告事項としましては、1番目に条例の改正が3件、2番目に平成20年度一般会計、特別会計補正予算及び繰越明許費繰越計算書が合わせて16件、組合規約の変更に関する協議が1件、平成21年度一般会計、特別会計補正予算が合わせて4件が報告事項でございます。

条例の一部改正1件並びに制定が2件、朝来財産区有地の処分が1件、平成21年度一般会計、特別会計補正予算が合わせて2件、工事請負契約の締結1件の計31件でございます。

なお、追加議案としまして、教育委員会委員の任命及び西牟婁郡公平委員会委員の選任について本定例議会中に上程させていただきますので、何とぞあわせてご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、個人住民税において、住宅ローン特別控除の創設、固定資産税における土地に係る税負担の調整等が主なものであります。

報告第2号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、国民健康保険の介護分に係る課税限度額の改正等であります。

報告第3号につきましては、平成20年度上富田町一般会計補正予算(第7号)であります。今回の補正は、各事業費の精査及び平成20年度の実質収支を見込んだ最終予算で、既定額から1億4,191万3,000円を減額し、予算総額を53億3,149万8,000円と定め、3月31日付で専決処分したもので、その報告をし、承認を求めるものでございます。

報告第4号につきましては、平成20年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。今回、国の平成20年度第2次補正予算に係る定額給付金事業及び生活対策臨時交付金事業につきまして、また、市ノ瀬橋改良事業と生馬小学校整備事業につきましては、年度内に事業が完成しなかったため平成21年度へ5億4,336万1,000円を繰り越したので、その繰越明許費について報告するものであります。

なお、報告第5号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)から、報告第18号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書までの特別会計に係る補正予算及び繰越明許費繰越計算書につきましては、各会計の精査及び本年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、それぞれ専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

報告第19号につきましては、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更に関する協議についてであります。これにつきましては、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が平成21年4月1日付で設立したことで、本組合に加入申請がありましたので、4月1日付で和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を追加する規約の変更について専決処分しましたので報告し、承認を求めるものであります。

報告第20号につきましては、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、平成21年5月1日付で人事院勧告及び平成21年5月11日付で和歌山県人事委員会の勧告に準じ、平成21年6月支給の職員の期末手当及び勤勉手当について、暫定的な特例措置として減額する改正であります。

改正内容につきましては、平成21年6月支給の期末手当につきましては、現行の1.



4月分から0.15月分の減額及び勤勉手当については、現行0.75月から0.05月分の減額、合わせて0.2カ月分の減額措置するものであり、平成21年5月29日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、特別職の町長、副町長、教育長並びに議会議員さんの期末手当につきましても、条例で一般職の職員の支給条件に準じて支給するとなっていますので、今回の改正により期末手当0.15月の減額となりますので、あわせてご理解とご承認を賜りますようお願い申し上げます。

報告第21号につきましては、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第1号）であります。今回、既定額に1,992万3,000円を追加し、予算総額を47億2,192万3,000円と定め、4月1日付で専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の主な内容につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業費について、原則、在宅で児童を養育している家庭を対象として、母親が病気などで子どもの世話ができないときに母親や家庭への子育て支援を行うことを目的として、上富田地域交流センター内に一時預かりの保育施設を設置し、一時保育の希望に対応する就学前児童の育成支援業務委託料773万6,000円を措置しています。なお、この財源につきましては、県補助金768万6,000円を充当しています。また、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費につきましては、富田川の立木の伐採等事業、花壇整備事業、準用河川環境整備事業、道路環境整備事業、宿直業務事業で833万7,000円を措置しています。なお、この財源につきましては、県補助金824万1,000円を充当しています。また、商工総務費にプレミアム商品券補助金385万円を措置しています。この事業は、商工会に補助金として支出し、地域の活性化に取り組むもので、1万円に対しまして1,000円のプレミアムのついた商品券を販売するものでございます。

報告第22号から報告第24号につきましては、平成21年度上富田町特別会計宅地造成事業、宅地取得資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業についての補正予算（第1号）でございます。

それぞれの会計で平成20年度の決算において歳入不足が生じたため、5月29日付で専決処分をし、前年度繰上充用金をもって充当補填しましたもので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第29号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。この改正につきましては、平成21年度国民健康保険税の税率を改正するものであります。現行保険税率は、平成15年度に改正以来、基金を取り崩しながら据え置いて運営してきましたが、基金も底をつき、また、医療費も年々増加して

いる中で、今回、対前年度比15.0%の増額改定するものであります。

議案第30号につきましては、上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例(案)でございます。この条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する指定業種の企業が進出してきますと、当該進出企業に対しまして固定資産税の課税免除措置を講じてまいりたく、本条例を制定するものでございます。

議案第31号につきましては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員の処遇等に関する条例(案)でございます。この条例案につきましては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づきまして、職員が海外協力隊として外国の公共団体等に派遣される場合の派遣期間及び給与等の取り扱いを規定するために制定するものであります。

議案第32号につきましては、平成21年度上富田町一般会計補正予算(第2号)であります。今回、既定額に2,725万7,000円を追加し、予算総額を47億4,918万円と定めています。

補正予算の主な内容は、平成20年度に上富田町土壌改良剤製造共同作業場の明け渡しに伴う和解金について3,000万円を2回に分けて支払っていますが、残りの和解金500万円につきましては園芸土共同作業場の明け渡しに伴う和解金で、その明け渡し期日が平成23年3月末日限りとなっており、今回、平成20年度から平成21年度に予算を編成し、建物明け渡し請求調停和解金500万円を措置しています。

また、八上王子跡に隣接している旧県道敷地に障害者用トイレを併設した岡地区公衆トイレ設置工事請負費等1,698万4,000円を措置しています。

議案第33号につきましては、朝来財産区有地の処分についてであります。高速道路用地として、朝来字荒堀3548番の1外6筆、地積にしましては1万5,530.91平方メートルを売却価格4,134万4,662円で国土交通省に買収されることに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号につきましては、平成21年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1号)であります。今回、既定額に4,134万4,000円を追加し、予算総額を4,604万4,000円と定めています。補正予算の主な内容につきましては、議案第33号と関連するもので、それに伴う財産収入を財源に財政調整基金へ積立金4,030万円を措置しています。

議案第35号につきましては、平成20年度繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校

屋内運動場耐震改修（建築）工事の工事請負費の締結についてであります。今回、指名競争入札によりまして株式会社後工務店と5,002万2,000円で契約の締結をするもので、工事内容につきましては、耐震補強工事として屋根の補強及び一部壁の補強工事を実施することに伴いまして、老朽化による屋根のふき替え、外壁及び内部の一部改修を同時に実施するものであります。

以上が、本定例会に上程致しました諸議案についての概要でございます。詳細につきましては、担当課長、企画員により説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いとぞよろしくお願い申し上げます。

なお、4月1日付で人事異動を発令しています。本議会より説明員として出席しますので、副町長より異動発令した課長並びに企画員を紹介しますので、よろしくお願い申し上げます。

口頭でありますけど1つだけ、ちょっと報告させていただきます。

6月1日に、大谷区において福祉施設の建設反対の看板が立てられております。このことは地盤が沈下するということ踏まえておりますけど、6月2日、3日に、このことにつきましては総務、産業の常任委員会で説明したことでございますけど、6月5日に、水穂町内会有志という形の反対に対する826名の署名の陳情書が提出されております。

私は、この中身としましては、反対の理由であります地盤沈下の問題でございますけど、和歌山県福祉事業団からこの土地を貸してほしいという申し出があったときに、福祉事業団、大谷区、関係町内会へそのことは伝えております。その対応もさせていただいていると思います。

また、今回、そのことを踏まえた設計でコンクリートぐいを打った中で対応するということがされておりますし、現在の牟婁あゆみ園そのものも軟弱地盤に建設されたというようなことがございますので、このことにつきましては議会とも相談していますように、従来どおりの形で土地を貸し付けて建設するというところで進めさせていただきますので、ご了解をいただけるようお願いいたします。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

副町長、平見君。

副町長（平見信次）

それでは私の方から、4月1日付で人事異動の発令をいたしました課長並びに企画員の紹介をいたします。

総務政策課長の和田幸太郎です。

会計管理者の小倉久義です。会計課長を兼務しております。

総務政策課企画員の家高英宏です。

同じく総務政策課企画員の藪内昭孝です。

総務政策課企画員、大谷総合センター館長の藪内博文です。

住民生活課長の廣井哲也です。

住民生活課企画員の菅谷雄二です。

同じく住民生活課企画員の福田睦巳です。

同じく住民生活課企画員の原 宗男です。

続いて、向かって右側の職員を紹介いたします。

教育委員会総務課長の笠松眞年です。

生涯学習課長の山崎一光です。

税務課長の和田精之です。

税務課企画員の平田敏隆です。

産業建設課長の脇田英男です。

産業建設課企画員の川口孝志です。

上下水道課長の木村勝彦です。

以上でございます。今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、席数の関係上、一部の説明員につきましては本議場から退席をし、別室で待機の態勢を取らせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

---

休憩 午前9時54分 （一部の説明員退席）

---

再開 午前9時55分

---

議長（吉田盛彦）

再開します。

---

日程第4・報告第1号～日程第34 議案第35号

議長（吉田盛彦）

日程第4 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例についての件から日程

第34 議案第35号、工事請負契約の締結について（平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事）の件まで31件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

おはようございます。私からは、報告第1号及び報告第2号について説明させていただきます。

それでは、報告第1号について説明させていただきます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

第1条、上富田町税条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正をする法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、平成21年3月31日付で専決処分を行いました。報告し、承認を求めるものであります。よろしくをお願いいたします。

それでは、改正内容につきまして多くの条文が改正されていますが、町民に影響が及ぶものを中心に、参考資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか、まず、1ページでございます。

第36条の2第4項は、本年度より適用されます地方公共団体が条例により指定した寄付金の寄付金税額控除の額の控除を受けようとする場合の様式を定めています。

第38条から5ページの第47条の5までは、本年10月から実施される公的年金が

らの特別徴収制度の導入に伴う改正です。

5 ページをお願いします。

5 ページから 9 ページにつきましては、社会医療法人が実施する救急医療等確保事業に係る固定資産税の非課税措置の創設等であります。

次に、11 ページをお願いします。

附則第7条の3の2は、住宅ローン特別控除の創設による改正です。内容につきましては、平成21年から平成25年までに入居した方で所得税の住宅ローン特別控除の適用のある方を対象とし、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について個人住民税から最高9万7,500円を控除するものです。平成22年度以降の個人住民税について適用されます。

次に、14 ページをお願いします。

14 ページの附則第10条の2第3項から15ページの附則第10条の2第7項までは、法令等の改正による条文番号の変更となっております。

次に、17 ページをお願いします。

17 ページの附則第11条の2は、引き続き土地価格の下落修正特例措置を講じることができる改正です。

次に、20 ページをお願いします。

20 ページの附則第12条から25ページの附則第15条の2までは、平成21年度の評価替えに当たり、引き続き土地に係る負担調整措置の延長となっております。

次に、26 ページをお願いします。

26 ページの附則第16条の3から28ページの附則第17条までは、法令等の改正による条文番号の変更となっております。

次に、30 ページをお願いします。

30 ページから32ページの附則第17条の2は、長期譲渡所得の課税の特例を平成26年度まで延長する措置についての改正です。

次に、32 ページをお願いします。

32 ページの附則第18条から41ページの附則第20条の4までは、法令等の改正による条文番号と文言の変更となっております。

なお、条例附則につきましては、施行日及び経過措置について定めています。

以上、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続きまして、報告第2号について説明させていただきます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告

し承認を求める。

記。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

第1条、上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、平成21年3月31日付で専決処分を行いました。報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表について説明させていただきます。

1ページをお願いします。

第2条第4項及び2ページの第23条につきましては、国民健康保険の介護分に係る課税限度額及び減額後の額について、現行の9万を10万円に改正されたことにより改正するものであります。

2ページをお願いします。

第23条第2項は、削除となりました。これによりまして、2割軽減につきましても職権で軽減対象となりました。申請は要らなくなりました。

2ページの附則第4項の上場株式等に係る国民健康保険税の課税の特例及び5ページの附則第8項の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除に係る保険税の課税の特例を追加するものです。

以上、この項の追加により項番号の変更及び法令等の改正による文言の変更であります。

なお、条例附則につきましては、施行日及び経過措置について定めています。

以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

よろしくお願いいたします。

私の方からは、報告第3号、第4号について説明させていただきます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第3号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第3号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成20年度上富田町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,191万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,149万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の廃止、変更は「第3表 地方債補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、1款、町税で既定額から、今回、2,160万を減額し、14億3,143万円と定めてございます。

4款、配当割交付金は、今回、594万5,000円の減額、5款、株式等譲渡所得割交付金は569万4,000円の減額、6款、地方消費税交付金は893万7,000円の減額、7款、ゴルフ場利用税交付金は100万円の追加、9款、地方特例交付金は861万3,000円の減額、10款、地方交付税は4,456万5,000円の追加、12款、分担金及び負担金は、今回、168万8,000円の追加、13款、使用



料及び手数料は、今回、892万2,000円の追加、14款、国庫支出金は、今回、877万5,000円の追加、15款、県支出金は1,592万円の減額、16款、財産収入は46万9,000円の追加、17款、寄付金は、今回、54万2,000円の追加、18款、繰入金は1億3,768万3,000円の減額、次のページをお願いします。

20款、諸収入は、今回、2,801万8,000円の追加、21款、町債は、今回、3,150万の減額。

歳入合計では、既定額から、今回、1億4,191万3,000円を減額し、53億3,149万8,000円と定めています。

次のページをお願いします。

次に、歳出につきましては、1款、議会費は、既定額から、今回、293万6,000円を減額し、7,906万と定めています。

2款、総務費は、今回、1,852万8,000円の減額、3款、民生費は、今回、5,403万6,000円の減額、4款、衛生費は、今回、1,589万8,000円の減額。

次のページをお願いします。

5款、農林水産業費は、今回、711万1,000円の減額、6款、商工費は、今回、24万9,000円の減額、7款、土木費は、今回、15万6,000円の減額、8款、消防費は、今回、643万の減額、9款、教育費は、今回、1,993万4,000円の減額、10款、災害復旧費は、今回、239万5,000円の減額、11款、公債費は、今回、1,424万円の減額。

歳出合計では、既定額から、今回、1億4,191万3,000円を減額し、53億3,149万8,000円と定めてございます。

次の8ページをお願いします。

これは、年度内に事業が完成しなかったため、平成21年度へ繰り越しを予定しています「第2表 繰越明許費」です。内訳は、2款、総務費の緊急安心実現総合対策交付金事業で900万、定額給付金事業で2億3,873万8,000円、生活対策臨時交付金事業で9,150万、3款、民生費の子育て応援特別手当交付金事業で1,127万6,000円、7款、土木費の市ノ瀬橋改良事業で5,544万7,000円、9款、教育費の生馬小学校整備事業で1億3,740万、6事業合計で5億4,336万1,000円となっております。

次の9ページをお願いします。

「第3表 地方債補正」です。

まず廃止では、災害援護資金で、限度額350万円について該当がなかったことから廃止としてございます。

次の10ページをお願いします。

次に、変更につきましては、朝来小学校グラウンド整備事業につきまして980万円を減額し、限度額を3,520万、学童保育所建築事業につきましては100万を減額し、限度額を3,490万、過年度発生公共土木施設災害復旧事業につきましては170万を減額し、限度額を1,560万、臨時財政対策債につきましては950万を減額し、限度額を1億7,050万、公営住宅建設事業につきましては20万を追加し、限度額を2,970万、生馬小学校耐震化改修事業につきましては620万を減額し、限度額を8,420万としてございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

今回の補正は、各事業費の精査及び本年度の実質収支を見込んだ最終補正予算です。この11ページから14ページの明細につきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳について歳出の方から説明させていただきますので、25ページをお願いします。

歳出につきましては、1款、議会費では各経費の精査により293万6,000円を減額し、7,906万円と定めてございます。主なものとしまして、定例会等議事録作成業務委託料等の減額でございます。

次のページをお願いします。

2款、総務費の一般管理費では968万2,000円の減額です。内訳につきましては、人件費ほか各経費の精査によるものでございます。主なものとしましては、27ページの22節、補償、補填及び賠償金で、上富田町土壌改良剤製造共同作業場明け渡し調停に係る建物明け渡し請求調停和解金500万円の減額をしてございます。

次のページをお願いします。

財産管理費は、7万円の減額です。

交通安全対策費は、43万2,000円の追加です。主なものとしましては、口熊野コミュニティバス運行経費補助金83万1,000円を追加してございます。

企画費は15万3,000円の減額、新エネルギー推進費は84万の減額、口熊野まちづくり事業費は各経費の精査によりまして59万8,000円の減額です。主なものとしまして、25節、積立金でさわやか上富田まちづくり寄付金を基金への積立金として65万を追加してございます。

次に、人権推進費は26万8,000円の減額です。

次のページをお願いします。

男女共同参画社会推進費は6万6,000円の減額、地籍調査費は精査により25万3,000円の減額です。

次に、税務総務費は5,000円の追加、賦課徴収費につきましては各経費の精査により418万8,000円の減額です。

次に、戸籍住民基本台帳費は77万1,000円の減額です。

次のページをお願いします。

選挙管理委員会費は8万1,000円の追加、生馬財産区議会議員選挙費は、選挙経費の精査によりまして211万9,000円の減額でございます。

次に、指定統計調査費は5,000円の追加、監査委員費は4万3,000円の減額です。

次に、3款、民生費の社会福祉総務費は1,221万円の減額です。これは、特別会計介護保険への繰出金1,220万5,000円の減額等でございます。

次に、老人福祉費は、各扶助費等の精査によりまして240万8,000円を減額してございます。

次のページをお願いします。

障害福祉費は、負担金、補助金及び扶助費等の精査により減額、また、平成19年度分の国費、県費負担金の精査による返還金の追加補正等をしてございまして、299万4,000円を減額してございます。

次に、社会・児童福祉医療費は1,202万4,000円の減額です。主なものとしては、次のページをお願いします。特別会計国民健康保険、老人保健及び後期高齢者医療への繰出金の精査等による補正でございます。

大谷総合センター運営費は、精査等により35万9,000円の減額です。

次に、民生費の児童福祉総務費は、経費の精査及び児童手当について463万4,000円の減額でございます。

次に、保育所運営費は、各保育所等の経費の精査によりまして738万円の減額でございます。

次のページをお願いします。

災害救助費は1,202万円の減額です。

次に、4款、衛生費の保健衛生総務費は、各委託料及び負担金、補助金の精査等により433万6,000円の減額でございます。

次に、予防費は371万1,000円の減額です。

次のページをお願いします。

主なものとしましては、各種検診委託料等の経費の補正でございます。

次に、環境衛生費は、斎場事務業務委託料ほかの精査によりまして241万7,000円の減額です。

次に、清掃総務費は、各委託料及び合併処理浄化槽補助金等の精査によりまして543万4,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

次に、5款、農林水産業費の農業委員会費は66万円の減額です。

農業総務費は、各経費の精査及び特別会計農業集落排水事業の事業費確定による繰出金の減額等によりまして500万4,000円の減額でございます。

農業振興費は、精査によりまして79万8,000円の減額です。

次のページをお願いします。

畜産振興費は2万3,000円の追加、次に、小規模土地改良事業費と次の参詣道と水土里のむら機能支援事業費は、経費の精査及び組み替えによる補正をしてございます。

次に、林業総務費は、各事業費の精査により60万6,000円の減額です。

次に、6款、商工費の商工総務費は、各経費の精査により24万9,000円の減額です。

次のページをお願いします。

次に、7款、土木費の土木総務費は、各経費の精査により101万4,000円の減額です。

次に、道路橋梁総務費は、精査によりまして37万9,000円の減額です。

道路橋梁維持費は補正はありませんが、財源内訳の変更をしてございます。

次に、市ノ瀬橋改良事業費は、事業費の精査によりまして10万4,000円を追加してございます。

なお、工事請負費等として5,544万7,000円は平成21年度へ繰越措置してございます。

次に、高速道路推進費は、精査によりまして244万9,000円の減額です。

次のページをお願いします。

河川総務費につきましては、24万6,000円の減額です。河川改良費につきましては、財源内訳の変更をしてございます。

次に、都市計画費は、特別会計公共下水道事業費の確定によりまして繰出金545万6,000円の追加でございます。

次に、住宅管理費は12万8,000円の追加、公営住宅建設事業費は、事業費の精査によりまして175万6,000円の減額です。

次に、8款、消防費、常備消防費は、田辺市への消防事務業務委託料480万3,000円の減額等でございます。

次に、非常備消防費は138万4,000円の減額です。内訳につきましては、消防団員7名の方が退職されましたので、退職報償金264万7,000円の追加補正及び各経費の精査等でございます。

次のページをお願いします。

水防費につきましては、28万円の減額です。

次に、9款、教育費の教育委員会費は28万の減額、事務局費は精査によりまして292万7,000円の減額です。

次に、小学校費の学校管理費につきましては、各小学校の経費の精査によりまして162万1,000円の減額をしております。

次のページをお願いします。

教育振興費につきましては75万6,000円の減額、朝来小学校建築事業費は事業費の精査によりまして173万8,000円の減額、生馬小学校整備事業費は補正はありませんが財源内訳の変更をしております。

なお、工事請負費等としまして1億3,740万円を平成21年度へ繰り越し措置しております。

次に、中学校費の学校管理費は、各経費の精査によりまして124万4,000円の減額です。

次のページをお願いします。

教育振興費は、各検診委託料等の精査により62万4,000円の減額です。

社会教育総務費は、精査により34万4,000円の減額です。

生涯学習事業費は、精査によりまして126万6,000円の減額です。

公民館運営費は、各公民館の運営費等の精査によりまして89万5,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

人権教育推進費は、55万2,000円の減額です。

次に、青少年対策費は、48万3,000円の減額です。

児童館運営費は、精査によりまして75万9,000円の減額です。

放課後児童対策費は、あすなる学童保育所建築工事の精査によりまして259万3,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

図書館運営費につきましては2万3,000円の減額、文化会館運営費は各経費の精

査によりまして210万9,000円の減額をさせていただきます。

次に、保健体育総務費は13万8,000円の減額、体育施設管理費は各経費の精査によりまして158万2,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

次に、10款、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費では、事業の精査及び組み替え等によりまして合計で223万5,000円の減額、次に、農林水産施設災害復旧費は、事業費の精査によりまして合計で16万円の減額でございます。

次のページをお願いします。

11款、公債費の元金につきましては、補正額はありませんが財源内訳の変更をさせていただきます。

利子につきましては、1,424万円の減額でございます。

次のページをお願いします。

次に、63ページから65ページは、今回の補正に係る給与費明細書でございます。お目通しをお願いします。

次に、歳入を説明させていただきますので、15ページをお願いします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。町民税の法人は1,440万円の減額、町たばこ税につきましては720万円の減額、配当割交付金につきましては594万5,000円の減額、株式等譲渡所得割交付金は569万4,000円の減額、地方消費税交付金は893万7,000円の減額。

次のページをお願いします。

次に、ゴルフ場利用税交付金につきましては100万の追加、次に、減収補填特例交付金は861万3,000円の減額です。

次に、地方交付税につきましては、既定額に、今回、4,456万5,000円を追加しまして16億2,725万3,000円と定めてございます。これにつきましては、普通交付税が14億268万8,000円、特別交付税につきましては2億2,456万5,000円と確定してございます。

次に、分担金及び負担金の民生費負担金につきましては、159万2,000円の追加です。

農林業費負担金につきましては、補正額はありませんが事業の組み替えをさせていただきます。

3款、土木費負担金は、9万6,000円の追加でございます。

次に、この13款、使用料及び手数料から21ページの15款、県支出金につきましても、実績及び事業費の確定によりましてそれぞれ補正措置をさせていただきますので、お

目通しをお願いいたします。

次に、21ページをお願いします。

21ページの下の16款、財産収入でございます。利子及び配当金につきましては、それぞれの基金の利子の補正により46万9,000円を追加してございます。

次のページをお願いします。

次に、寄付金の一般寄付金は10万円の減額、総務費寄付金につきましては、さわやか上富田まちづくり寄付金で65万円の追加です。

土木費寄付金は、8,000円の減額。

次に、基金繰入金で、今回、合計で1億4,719万4,000円の減額をしてございます。

次に、特別会計繰入金では、特別会計老人保健より繰入金1,163万3,000円を追加してございます。

次に、諸収入の延滞金、加算金及び過料は、町税延滞金等で99万9,000円の追加でございます。

次に、雑入の2節、雑入につきましては2,677万円の追加です。

次のページをお願いします。

主なものとしまして、消防団員退職報償金265万7,000円、平成19年度分富田川衛生施設組合負担金精算金2,223万8,000円等でございます。

次に、町債につきましては、合計で借り入れ額につきまして3,150万の減額をしてございます。

以上が3月31日付をもって専決をしました内訳でございます。何とぞご承認をよろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第4号について説明させていただきます。

報告第4号、平成20年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書です。

総務費で、12月に議決いただきました国の平成20年度1次補正において創設されました緊急安心実現総合対策交付金事業における避難誘導街路灯設置工事について900万、次に、3月に議決いただきました国の平成20年度第2次補正予算に係る定額給付金事業につきましては2億3,873万8,000円、同じく生活対策臨時交付金事業で9,150万、同じく民生費で子育て応援特別手当交付金事業で1,127万6,000円、次に、土木費の市ノ瀬橋改良事業で5,544万7,000円、教育費の生馬小学校整備事業で1億3,740万円、6事業合計で5億4,336万1,000円。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、専決第3号の第2条により説明をいたしました繰越明許費

について、地方自治法施行令第146条に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

10時35分まで休憩します。

---

休憩 午前10時25分

---

再開 午前10時35分

---

議長（吉田盛彦）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

私の方からは、報告第5号から第9号についてご説明させていただきます。よろしく  
お願いいたします。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の  
規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し  
承認を求める。

記。

専決第4号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）、  
平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第4号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）、

平成20年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は次に定める  
ところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,227万3,000  
0円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億943万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

この会計における3月末の保険加入世帯は2,980世帯、被保険者数は5,699



名となっております。

なお、予算総額で対前年度比約9%の増でございます。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。補助金、交付金等の確定により精査しております。

歳入につきましては、6,058万2,000円の減額をしております。

以下、2款の使用料及び手数料から3ページ、11款、諸収入までそれぞれ精査しておりますので、お目通しをお願いいたします。

歳入合計では、既定額から、今回、1億4,227万3,000円を減額し、17億943万円と定めております。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましても、1款の総務費から12款の予備費までそれぞれ精査の数字を計上しております。お目通しをお願いいたします。

歳出合計では、既定額から、今回、1億4,227万3,000円を減額し、17億943万円と定めております。

6ページ、7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款、国民健康保険税でございますが、1目、一般被保険者及び2目、退職被保険者等で6,058万2,000円の減額をしております。

10ページをお願いいたします。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金で1,724万2,000円の減額をしております。

1目、療養給付費等負担金につきましては、国が負担する療養給付費等の34%で精査しております。また、1目の後期高齢者支援負担金、3目の特定健康診査等負担金は平成20年度からの負担金で、今回はその精査となります。なお、特定健康診査等負担金につきましては、国庫負担金3分の1、県費負担金3分の1となっております。

2項の国庫補助金では、財政調整交付金で2,726万2,000円の追加をしております。

4款の療養給付費交付金で、1億7,575万1,000円の減額をしております。

5款の前期高齢者交付金につきましては、1億1,498万1,000円の追加をしております。これにつきましては、本年度から65歳から74歳までの前期高齢者が対象となり、その加入率が全国平均より高い場合は交付金を受けることとなります。

6 款の県支出金、1 項、県負担金で、1,867 万 1,000 円の減額をしております。

2 項、県補助金では 132 万 4,000 円の追加をしております。

7 款の共同事業交付金で 5,154 万 1,000 円の減額、8 款、財産収入で 9 万円の追加、これは基金の預金利子でございます。

次のページをお願いいたします。

9 款の繰入金の一般会計繰入金で、524 万 9,000 円の追加をしております。なお、国保システム改修繰入金の 160 万円の減額につきましては、国、県の特別調整交付金で交付されるようになっております。

2 項の基金繰入金につきましては、2,915 万 3,000 円の追加をしております。

11 款の諸収入の一般被保険者延滞金につきましては、主に整理回収機構で回収された延滞金で 245 万 5,000 円を追加しております。

2 項、町預金利子、3 項、雑入につきましては、それぞれ経費の精査をして計上しております。

14 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款の総務費、1 項、総務管理費、2 項、徴税费及び次のページ、3 項、運営協議会費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査を行っております。

2 款、保険給付費の 1 項、療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費で 1 億 2,242 万 2,000 円の追加、退職被保険者等療養給付費で 1 億 9,006 万 1,000 円の減額と経費の見直し、精査を行っております。

次のページをお願いいたします。

2 項、高額療養費につきましては、一般、退職で 69 万 3,000 円の追加を行っております。

3 項、移送費で 2 万円の減額、4 項、出産育児諸費で 157 万円の減額、5 項、葬祭諸費では 178 万円の減額と、それぞれ見直しを行っております。

3 款、後期高齢者支援金等では 4,000 円の減額、4 款、前期高齢者納付金等では 23 万 7,000 円の減額、次のページをお願いいたします。

5 款、老人保健拠出金で 538 万 1,000 円の減額、6 款の介護納付金では 1,924 万 7,000 円の減額を行っております。

7 款の共同事業拠出金では、精査により 3,384 万 8,000 円の減額を行っております。

次のページ、8 款の保健事業費では、1 項、特定健康診査等事業費及び 2 項、保健事

業費につきましては、それぞれの所要の経費の見直しと精査を行っております。

次のページをお願いいたします。

9 款の基金積立金につきましては、利息分の積み立てで9万円の追加をしております。  
なお、基金につきましては、今年度、7,869万8,000円を取り崩し、20年度末基金残高は416円になると見込んでおります。

10 款、公債費、11 款、諸支出金、12 款、予備費につきましては、それぞれ所要の経費の精査を行っております。

22 ページ、23 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第6号をお願いいたします。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、平成20年度上富田町特別会計老人保健補正予算(第1号)。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、平成20年度上富田町特別会計老人保健補正予算(第1号)。

平成20年度上富田町の特別会計老人保健補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,362万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,425万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計につきましては、平成22年度末までとなっております。

2 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。負担金、交付金等の確定により精査しております。

歳入につきましては、1 款の支払基金交付金から5 款諸収入まで、それぞれ精査して計上しております。

歳入合計は、既定額に、今回、3,362万5,000円を追加し、1億2,425万9,000円と定めております。

歳出につきましても、1款、総務費から4款、諸支出金まで、それぞれ精査の数字を計上しております。

歳出合計は、既定額に、今回、3,362万5,000円を追加し、1億2,425万9,000円と定めております。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款の支払基金交付金で1,984万9,000円を追加しております。

2款の国庫支出金で、1,400万6,000円を追加しております。

3款の県支出金では342万6,000円を追加、4款、繰入金の一般会計繰入金で787万3,000円を全額減額しております。これは、平成19年度の支払基金等からの交付金や、国、県等の負担金確定の精査による減額でございます。

次のページ、5款、諸収入、1項、町預金利子、2項、第三者納付金、3項、雑入は、それぞれ精査して計上しております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款の総務費、一般管理費におきましては、それぞれの経費を精査しております。

2款の医療諸費の1目、医療給付費で1,837万8,000円の追加、2目、医療費支給額で357万1,000円を追加し、2款、医療諸費全体で2,198万2,000円の追加としております。

3款の公債費は1万5,000円の減額、4款の諸支出金につきましては、平成19年度における支払基金の交付金、国、県からの負担金の確定により精査し、一般会計への繰入金として1,163万3,000円を追加しております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第7号をお願いいたします。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第6号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第3号)。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第6号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成20年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ723万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,298万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は「第2表 繰越明許費」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3月末の被保険者数は1,700名となっております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。補助金等の確定により精査しております。

歳入につきましては、1款の保険料から4款の国庫支出金まで、それぞれ精査して計上しております。

歳入合計は、既定額から、今回、723万3,000円を減額し、1億8,298万円と定めております。

歳出につきましては、広域連合納付金等が確定し、精査しております。

1款の総務費から3款、公債費まで、それぞれ確定後の数字を計上しております。

歳出合計は、既定額から、今回、723万3,000円を減額し、1億8,298万円と定めております。

4ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」でございます。

事業名は、後期高齢者医療円滑運営事業です。これは、平成20年度後期高齢者医療制度円滑運営事業補助金の交付システム改修事業ですが、国での基本設計に時間を要し、年度内に完成しなかったため、平成21年度へ315万円の繰り越しを予定しております。内容は、後期高齢者医療に係る保険料の軽減率の変更等に関するもので、全額国費補助事業となります。

5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通し

をお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の保険料につきましては、7万8,000円の追加をしております。

2款の繰入金につきましては、740万8,000円を減額しております。

4款の国庫支出金につきましては、9万8,000円を追加しております。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費の1項、総務管理費、2項、徴収費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上しております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、負担金等の確定により精査し、計上しております。

次のページ、3款の公債費につきましても、精査して計上しております。

以上でございます。

続きまして、報告第8号をお願いいたします。

報告第8号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者繰越明許費繰越計算書でございます。

事業名は後期高齢者医療円滑運営事業で、これに伴うシステム改修事業費として315万を繰り越すものがございます。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

この報告は、専決第6号第2条により説明いたしました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条に基づきまして財源内訳とともに報告するものがございます。

以上、ご承認よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第9号をお願いいたします。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第7号、平成20年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第7号、平成20年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)。

平成20年度上富田町の特別会計介護保険補正予算(第3号)は次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,125万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,260万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

この会計におけます3月末の第1号被保険者は3,151名で、認定者は579名、受給者は498名となっております。

予算総額は、対前年度比で約8%の増となっております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。補助金、交付金の確定により精査しております。歳入につきましては、1款の保険料で111万4,000円の減額をしております。

2款、使用料及び手数料から次のページの9款、諸収入までそれぞれ精査し、計上しておりますので、お目通しよろしくをお願いいたします。

歳入合計では、既定額から、今回、3,125万6,000円を減額し、9億8,260万4,000円と定めております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましても、1款の総務費から次のページ、6款の諸支出金までそれぞれ精査の数字を計上しております。

歳出合計では、既定額から、今回、3,125万6,000円を減額し、9億8,260万4,000円と定めております。

6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の保険料の第1号被保険者保険料で、1,111万4,000円を減額しております。

3款の国庫支出金の1項、国庫負担金では2,800万の減額、2項、国庫補助金では1,665万1,000円を追加しております。

4款の支払基金交付金では846万9,000円の減額、5款、県支出金の1項、県負担金では440万2,000円の減額、2項、県補助金では12万5,000円の追

加としております。

7款、繰入金の1項、一般会計繰入金では、次のページをお願いいたします。1, 220万5, 000円の減額をしております。

2項、基金繰入金では1, 844万6, 000円の減額、9款、諸収入、1項、町預金利子、2項、雑入につきましてはそれぞれ精査の上、計上しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費の1項、総務管理費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上しております。なお、介護給付費準備基金の3月末積み立て額は、3, 520万4, 067円を見込んでおります。

2項、徴収費、3項、介護認定調査費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上しております。

2款、保険給付費の1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る分でございます。それぞれ所要の経費の見直しと財源の見直しをして、次のページをお願いいたします。3, 073万1, 000円の減額としております。

2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の認定者に係る分でございます。経費の見直しと財源の見直しを行い、次のページ、616万1, 000円の減額としております。

3項、その他諸費、4項、高額介護サービス等費も、それぞれ精査して計上しております。

次のページをお願いいたします。

5項、特定入所者介護サービス等費で、13万6, 000円の減額をしております。

4款の公債費につきましては、150万円全額減額としております。

5款の地域支援事業費、1項、介護予防事業費では、次のページ、職員給与等所要の経費等の精査により409万9, 000円を追加しております。

2項、包括的支援事業・任意事業費につきましても、次の18ページをお願いいたします。それぞれの経費の見直し、財源の見直しを行い、809万9, 000円の減額としております。

6款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金では、19年度精算後の返還金として4万6, 000円を追加しております。

20ページ、21ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。



議長（吉田盛彦）

産業建設課企画員、植本君。

産業建設課企画員（植本 亮）

おはようございます。

私の方からは、報告第10号と報告第11号についてご説明させていただきます。

報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第8号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第3号）

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第8号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第3号）

平成20年度上富田町の特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,337万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,984万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページ目をお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、砂利事業収入、これについては401万減額しております。

2款、財産収入、9万7,000円を追加しております。

3款、繰入金、1,000万円を減額しております。

4款、繰越金、3,000円を追加しております。

5款、諸収入、町預金利息については、1,000円を減額しております。

雑入については、54万を追加しております。

歳入合計については、既定額から1,337万1,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

歳出については、1款、公営企業費、砂利管理費は1,334万6,000円を減額しております。

2款、公債費については、2万5,000円を減額しております。

歳出合計については、既定額から1,337万1,000円を減額して、5,984万6,000円と定めております。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しの方をお願いします。

6ページをお願いします。

歳入。

1款の砂利事業収入について、砂利販売収入について、補正額として401万を減額しております。

2款、財産収入として、利子及び配当金として、9万7,000円を追加しております。

3款、繰入金として、砂利企業基金繰入金として、1,000万円を減額しております。

4款、繰越金として、3,000円を追加しております。

5款、諸収入として、町預金利息として、1,000円を減額しております。

5款、諸収入として、雑入として、54万を追加しております。

8ページをお願いします。

歳出について、1款として、公営企業費、砂利事業費として、1,334万6,000円を減額しております。

2款として、公債費、利子として2万5,000円を減額しております。

続きまして、報告第11号について説明させていただきます。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第9号、平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第9号、平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)。

平成20年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)は次に定めるところ

るによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,837万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,082万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページ目をお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、諸収入、収入事業収入及び雑入として、3,837万円を減額しております。

歳入合計としては、既定額から3,837万円を減額して、5億6,082万2,000円と定めております。

歳出。

1款、宅地造成費、宅地造成管理費として、3,407万円を減額しております。

公債費として、430万円を減額しております。

歳出合計としては、既定額から3,837万円を減額して5億6,082万2,000円と定めております。

3ページ目の歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いします。

歳入について、1款、諸収入として、宅地造成事業収入4,282万9,000円を減額しております。

町預金利息として、1,000円を減額しております。

雑入として、451万円を追加しております。

諸収入計としては、既定額から3,837万円を減額して、5億6,082万2,000円としております。

5ページをお願いします。

歳出。

1款として、宅地造成費、1目、宅地造成事業費として、860万6,000円を減額しております。

2目、大内谷残土処分場事業費として、2,546万4,000円を減額しております。

計としまして、既定額から 3,407 万円を減額して 4,341 万円としております。

2 款、公債費、利息として、430 万円を減額しております。

以上、ご承認していただきますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

それでは、私の方から、報告第 12 号、第 13 号について説明申し上げます。

報告第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第 10 号、平成 20 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 3 号）

平成 21 年 6 月 11 日提出、上富田町長小出隆道。

次の 1 ページをお願いします。

専決第 10 号、平成 20 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 3 号）

平成 20 年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 117 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,057 万 7,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 3 月 31 日専決、上富田町長小出隆道。

次の 2 ページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

2 款、諸収入、1 項、貸付金元利収入、既定額から 117 万 5,000 円を減額し、1,051 万 2,000 円と定めております。

町預金利子につきましては、1,000 円を減額しております。

歳入合計といたしまして、既定額から 117 万 6,000 円を減額し、1,057 万 7,000 円と定めております。

歳出。

1 款、公債費、既定額から 1 1 7 万 6 , 0 0 0 円を減額し、5 8 3 万円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額から 1 1 7 万 6 , 0 0 0 円を減額し、1 , 0 5 7 万 7 , 0 0 0 円と定めております。

3 ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

4 ページをお願いします。

2 歳入。

2 款、諸収入、1 目、宅地取得資金貸付金元利収入、既定額から 1 1 7 万 5 , 0 0 0 円を減額し、1 , 0 5 1 万 2 , 0 0 0 円と定めております。

2 款、諸収入の町預金利子につきましては、1 , 0 0 0 円を減額しております。

3 歳出。

1 款、公債費、1 目、元金、既定額から 1 0 8 万 8 , 0 0 0 円を減額し、4 7 9 万 9 , 0 0 0 円と定めています。

2 目、利子、既定額から 8 万 8 , 0 0 0 円を減額し、1 0 3 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

合計といたしまして、既定額から 1 1 7 万 6 , 0 0 0 円を減額し、5 8 3 万 8 , 0 0 0 円と定めております。

続きまして、報告第 1 3 号について説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。記。

専決第 1 1 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 3 号）

平成 2 1 年 6 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

次の 1 ページをお願いします。

専決第 1 1 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 3 号）

平成 2 0 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 7 万 8 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 7 6 9 万 1 , 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

2款、諸収入、1項、貸付金元利収入、既定額から67万7,000円を減額し、6,736万6,000円と定めています。

町預金利子については、1,000円を減額しております。

歳入合計といたしまして、既定額から67万8,000円を減額し、6,769万1,000円と定めています。

歳出。

1款、公債費、既定額から67万8,000円を減額し、2,456万4,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額から67万8,000円を減額し、6,769万1,000円と定めております。

3ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

4ページをお願いします。

2 歳入。

2款、諸収入、1目、住宅新築資金貸付金元利収入、既定額から67万7,000円を減額し、6,736万6,000円と定めております。

2款、諸収入の町預金利子につきましては、1,000円を減額しております。

3 歳出。

1款、公債費、1目、元金、既定額から104万8,000円を減額し、1,983万8,000円と定めております。

2目、利子、既定額に37万円を追加し、472万6,000円と定めています。合計といたしまして、既定額から67万8,000円を減額し、2,456万4,000円と定めております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

教育委員会生涯学習課長 山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

続きまして、報告第14号をご説明申し上げます。

報告第14号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第12号、平成20年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第2号)、  
平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第12号、平成20年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第2号)、

平成20年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1、財産収入では、既定額に、今回、5万8,000円の増額、繰越金、今回、5,000円の増額、諸収入、今回、34万5,000円の増額。

歳入合計では、既定額に40万8,000円を増額し、553万6,000円と定めております。

歳出。

総務費に、今回、40万8,000円を増額し、歳出合計では、既定額に40万8,000円を増額して、553万6,000円と定めてございます。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しのほどをよろしくをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款、財産収入、今回、5万8,000円の増額。

2款、繰越金、今回、5,000円の増額。

3款、諸収入、今回、34万5,000円の増額でございます。

歳出。

1 款、総務費、一般管理費で、既定額に 4 0 万 8 , 0 0 0 円を増額しております。

合計で、既定額に 4 0 万 8 , 0 0 0 円を増額し、5 5 3 万 6 , 0 0 0 円と定めてございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

上下水道課長、木村君。

上下水道課長（木村勝彦）

私の方からは、報告第 1 5 号から 1 8 号についてご説明を申し上げます。

報告第 1 5 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 1 3 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年 6 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 1 3 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度上富田町の特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0 万 9 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 2 8 5 万 1 , 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日専決、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

これにつきましては精査しており、歳入合計、今回、既定額に 6 0 万 9 , 0 0 0 円を追加し、1 , 2 8 5 万 1 , 0 0 0 円と定めております。

3 ページをお願いします。



歳出につきましても精査しており、歳出合計、既定額に60万9,000円を追加し、1,285万1,000円と定めています。

4ページ、5ページの事項別明細書は、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2 歳入。

使用料及び手数料、使用料、既定額に47万4,000円を追加し、1,227万4,000円。

財産収入、利子及び配当金、既定額に13万7,000円を追加し、13万8,000円。

諸収入、町預金利子、既定額から2,000円を減額し、ゼロとしております。

歳出。

污水处理費、污水处理管理費、既定額に61万9,000円を追加し、1,285万1,000円と定めています。

管理経費を減額し、積立金263万9,000円を追加補正しております。これによりまして、平成20年度末の基金総額は1億2,443万1,241円となる見込みです。

公債費、利子、既定額から1万円を減額し、ゼロとしております。

続きまして、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記。

専決第14号、平成20年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)、平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第14号、平成20年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)、平成20年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ378万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,883万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

これにつきましては、今回、事業費の確定により、一般会計からの繰入金457万1,000円の減額を始めとする歳入であります。

歳入合計、既定額から378万7,000円を減額し、1億8,883万6,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出につきましても、事業費の精査により減額しています。

歳出合計、既定額から、今回、378万7,000円を減額し、1億8,883万6,000円と定めています。

4ページ、5ページの事項別明細書は、お目通しをお願いします。

6ページをお願いいたします。

歳入。

使用料及び手数料、農業集落排水使用料、既定額から19万5,000円を減額し、4,086万2,000円。

繰入金、一般会計繰入金、既定額から457万1,000円を減額し、1億4,354万8,000円。

諸収入、町預金利子、既定額から1,000円を減額し、ゼロ。

雑入、既定額から1,000円を減額し、ゼロ。

負担金及び分担金、農業集落排水事業負担金、今回、新規加入3基に伴う増額で、既定額に98万1,000円を追加し、442万6,000円と定めております。

歳出。

農業集落排水事業費、総務費、今回、精査により既定額から50万6,000円を減額し、1,016万1,000円としております。

施設維持管理費、既定額から315万6,000円を減額し、4,590万5,000円としております。これにつきましては、各地区の施設の維持管理費の精査による減額であります。

8ページをお願いいたします。

公債費、利子、既定額から12万5,000円を減額し、3,912万2,000円としております。一時借入金の利子の減額です。

9ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第1

79条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第15号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第15号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)。

平成20年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,891万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,063万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成21年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入につきましては、事業費の確定により精査しております。

歳入合計、既定額から2,891万7,000円を減額し、2億8,063万円と定めております。

3ページをお願いします。

歳出につきましても、精査をしております。

歳出合計では、既定額から2,891万7,000円を減額し、2億8,063万円と定めています。

4ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」。

公共下水道事業で年度内に完成しなかったため、今回、5,655万2,000円の繰り越しでございます。

5 ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」

地方債の変更でございまして、事業費の確定により、限度額 8,110 万円から 1,520 万円を減額し、限度額を 6,590 万円と定めております。

6 ページ、7 ページの事項別明細書は、お目通しをお願いいたします。

8 ページをお願いいたします。

歳入。

負担金及び分担金、公共下水道受益者負担金、既定額から 1,781 万 3,000 円を減額し、3,218 万 7,000 円。

公共下水道使用料、既定額から 60 万 4,000 円を減額し、522 万 7,000 円。  
一般会計繰入金、既定額に 545 万 6,000 円を追加し、1 億 564 万 6,000 円。

下水道事業基金繰入金、既定額から 234 万 9,000 円を減額し、823 万 7,000 円。

町預金利子、既定額から 1,000 円を減額し、ゼロ。

諸収入、雑入、既定額に 152 万 5,000 円を追加し、152 万 6,000 円。消費税の還付金であります。

公共下水道事業債、既定額から 1,520 万円を減額し、6,590 万円。

利子及び配当金、今回、下水道事業基金預金利子として、6 万 9,000 円を追加しております。

10 ページをお願いいたします。

歳出。

公共下水道事業費、既定額から 2,141 万 5,000 円を減額し、1 億 8,459 万 2,000 円としております。主なものとしましては、公共下水道事業に伴う委託料で 626 万 9,000 円の減額及び下水道管布設工事費で 739 万 7,000 円の減額であります。今回精査し、積立金 575 万 4,000 円を減額しています。これにより、平成 20 年度末基金総額は 7,866 万 5,433 円となる見込みであります。

施設維持管理費、既定額から 429 万 8,000 円を減額し、1,464 万 3,000 円としております。

公債費、利子、既定額から 320 万 4,000 円を減額し、3,553 万 6,000 円と定めております。償還金利子と一時借入金の利子であります。

12 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、報告第 18 号、平成 20 年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許

費繰越計算書であります。

今回、事業名、公共下水道事業として、1億8,459万2,000円の事業費に対しまして、翌年度へ5,655万2,000円を繰り越しております。これにつきましては、生馬、本郷地区の下水道管6工区及び朝来地区の下水道管16工区の布設工事の繰り越しでございます。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

おはようございます。

報告第19号及び報告第20号についてご説明申し上げます。

報告第19号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第16号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更に関する協議について。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第16号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更に関する協議について、地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年4月1日から、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合に和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を加入させるとともに、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年4月1日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の一部を改正する規約。

和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の一部を次のように改正する。

この改正につきましては、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が平成21年4月1日付で設立したことで、本組合から加入申請がありましたので、本年4月1日付で、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を追加する規約の変更について専決処

分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、参考資料として新旧対照表を添付していますので、ご参照願います。

続きまして、報告第20号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第18号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第18号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成21年5月29日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加えるとしてございます。

この改正につきましては、景気悪化の経済情勢の中、大幅減少が見込まれる民間企業のボーナスの実態を踏まえ、官民調整を図るため、平成21年5月1日付の人事院勧告、また平成21年5月11日付の和歌山県人事委員会の勧告に準じ、平成21年6月支給の職員の期末手当及び勤勉手当を臨時的な特例措置として減額するものでございます。

改正内容につきましては、平成21年6月支給の期末手当について現行1.4カ月から0.15カ月分の減額、勤勉手当について現行0.75カ月から0.05カ月分の減額、期末・勤勉合わせて0.2カ月分の減額措置をするものでございます。

このことによって、一般職員の期末手当で621万円の減額、勤勉手当で207万7,000円の減額、合わせて828万7,000円の減額となり、職員1人当たりの平均で6万6,800円の減額となります。

なお、今回の措置については、期末・勤勉手当の支給基準日が平成21年6月1日であるため、平成21年5月29日付で専決しましたので、これを報告し、承認を求めらるものでございます。どうぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

よろしくをお願いいたします。

報告第21号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第17号、平成21年度上富田町一般会計補正予算(第1号)。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第17号、平成21年度上富田町一般会計補正予算(第1号)。

平成21年度上富田町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,992万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,192万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年4月1日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、15款、県支出金で、既定額に、今回、1,607万を追加し、3億2,677万6,000円と定めてございます。

18款、繰入金で、今回、380万の追加。

20款、諸収入で、今回、5万3,000円の追加。

歳入合計では、既定額に、今回、1,992万3,000円を追加し、47億2,192万3,000円と定めてございます。

歳出につきましては、2款、総務費で、今回、1,607万3,000円を追加し、6億5,359万9,000円と定めてございます。

6款、商工費で、今回、385万の追加です。

歳出合計では、既定額に、今回、1,992万3,000円を追加し、47億2,192万3,000円と定めてございます。

次の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、6ページまでにつきましては、お目通しをお願いします。

7ページをお願いします。

歳入です。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

15款、県支出金の総務費県補助金は、ふるさと雇用再生特別基金補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金で1,592万7,000円の追加です。

商工費、県補助金は、14万3,000円の追加です。

次に、繰入金の財政調整基金繰入金は380万。

次の諸収入、雑入で5万3,000円。

これらにつきましては、今回の補正に係る一般財源を補填しております。

次のページをお願いします。

次に、歳出につきましては、2款、総務費で県のふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しまして事業を実施するために、新たに13目にふるさと雇用再生特別基金事業費を設けています。この事業費は、上富田地域交流センター内に一時預かりの保育施設を設置し、原則、在宅で児童を養育している家庭を対象として、母親が病気などで子供の世話ができないときに、母親、家庭の子育て支援を行う就学前児童の育成支援業務委託料73万6,000円を措置してございます。

また、14目に緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費を設けています。この事業費につきましては、富田川の立木伐採等事業、花壇整備事業、準用河川環境整備事業、道路環境整備事業、宿直業務事業に係る経費について事業内容が各課にわたりますので、この14目で833万7,000円を措置してございます。

次に、商工費の商工総務費につきましては、プレミアム商品券補助金385万を措置してございます。これにつきましては、商工会に補助金として支出し、地域の活性化に取り組むものでございまして、1万円に対して1,000円分のプレミアムのついた商品券を販売するものでございます。

以上が4月1日付をもって専決しました内訳です。何とぞご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

産業建設課企画員、植本君。

産業建設課企画員（植本 亮）

報告第22号についてご説明させていただきます。

報告第22号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第19号、平成21年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。



平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第19号、平成21年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成21年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,530万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,154万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条 一時借入金の借り入れの最高額に4億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を5億円とする。

平成21年5月29日専決、上富田町長小出隆道。

2ページ目をお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入。

第1款、諸収入、収入事業、収入及び雑入、4億8,530万4,000円を追加しております。

歳入合計として、既定額に4億8,530万4,000円を追加して、6億8,154万2,000円としております。

歳出。

2款、公債費として、500万を追加しております。

3款、前年度繰上充用金として、4億8,030万4,000円を追加しております。

歳出合計としましては、既定額に4億8,530万4,000円を追加して6億8,154万2,000円と定めております。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入。

1款、諸収入として、宅地造成事業収入として、4億8,530万4,000円を追加しております。

計といたしましては、既定額に4億8,530万4,000円を追加し、6億8,154万2,000円と定めております。

5ページをお願いします。

歳出。

2款、公債費、利子としては、補正額に500万円を追加しております。

3款、前年度繰上充用金は、既定額に4億8,030万4,000円を追加しております。

以上、ご承認をいただくようよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

それでは、報告第23号、第24号について説明申し上げます。

報告第23号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第20号、平成21年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次の1ページをお願いします。

専決第20号、平成21年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）

平成21年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ835万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は500万円と定める。

平成21年5月29日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページ目をお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

諸収入といたしまして、既定額に402万5,000円を追加し、835万9,000円と定めております。

歳出。

1款、公債費、既定額に5万円を追加し、438万4,000円と定めております。

前年度繰上充用金につきましては、397万5,000円を計上しております。

歳出合計といたしまして、既定額に402万5,000円を追加し、835万9,000円と定めております。

3ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

4ページをお願いいたします。

2 歳入。

1款、諸収入、1目、宅地取得資金貸付金元利収入、既定額に402万5,000円を追加して835万8,000円と定めております。

3 歳出。

1款、公債費、2目、利子、既定額に5万円を追加し、111万2,000円と定めています。

合計といたしまして、既定額に5万円を追加し、438万4,000円と定めております。

前年度繰上充用金につきましては、397万5,000円を計上しております。

続きまして、報告第24号について説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め

記。

専決第21号、平成21年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第1号)。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次の1ページをお願いいたします。

専決第21号、平成21年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第1号)。

平成21年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,615万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,609万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

平成21年5月29日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

2款、諸収入、既定額に4,615万7,000円を追加して、6,596万円と定めております。

歳入合計といたしまして、既定額に4,615万7,000円を追加し、6,609万円と定めております。

歳出。

1款、公債費、既定額に50万円を追加し、2,043万3,000円と定めております。

前年度繰上充用金につきましては、4,565万7,000円を計上しております。

歳出合計といたしまして、既定額に4,615万7,000円を追加し、6,609万円と定めております。

3ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

4ページをお願いします。

2 歳入。

2款、諸収入、1目、住宅新築資金貸付金元利収入、既定額に4,615万7,000円を追加し、6,595万9,000円と定めております。

3 歳出。

1款、公債費、2目、利子、既定額に50万円を追加し、502万6,000円と定めております。

合計といたしまして、既定額に50万円を追加し、2,043万3,000円と定めております。

2款、前年度繰上充用金につきましては、4,565万7,000円を計上しており

ます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（吉田盛彦）

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

議案第29号及び30号について説明させていただきます。

議案第29号について説明させていただきます。

議案第29号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

（上富田町国民健康保険税条例の一部改正）

第1条 上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

本条の一部改正につきましては、国民健康保険税率の改正であります。平成15年度に改正以来、基金の取り崩しをもって運営してまいりましたが、平成20年度におきまして基金も底をつき、今回、国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは、改正内容につきまして、別紙参考資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

1ページをお願いします。

第3条の第1項につきましては、医療費分の所得割の税率で、現行の100分の3.9を100分の5.4に改正するものであります。

第4条につきましては、医療費分の資産割の税率で、現行の100分の4.9を100分の3.5に改正するものであります。

第5条につきましては、医療費分の均等割で、現行の1人当たり1万9,000円を2万3,000円に改正するものです。

2ページをお願いします。

第5条の2第1号につきましては、医療費分の平等割で、現行の1世帯当たり2万5,000円を2万円に改正するものであります。

第5条の2第2号につきましては、医療費分の特定世帯の平等割で、現行の1世帯当たり1万2,500円を1万円に改正するものであります。

第6条につきましては、後期高齢者支援金分の所得割の税率で、現行の100分の1.

4を100分の2に改正するものであります。

3ページをお願いします。

第7条につきましては、後期高齢者支援金分の資産割の税率で、現行の100分の7を100分の12に改正するものであります。

第7条の2につきましては、後期高齢者支援金分の均等割で、現行、1人当たり5,000円を8,000円に改正するものであります。

第7条の3第1号につきましては、後期高齢者支援金分の平等割で、現行の1世帯当たり5,000円を7,000円に改正するものであります。

第7条の3第2号につきましては、後期高齢者支援金分の特定世帯の平等割で、現行の1世帯当たり2,500円を3,500円に改正するものであります。

4ページをお願いします。

23条第1号のイにつきましては、医療費分の均等割、7割軽減額を現行の1万3,300円を1万6,100円に、口の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を現行の1世帯当たり1万7,500円を1万4,000円に、(2)の特定世帯の軽減額を現行の1世帯当たり8,750円を7,000円に、八につきましては、後期高齢者支援金分の均等割、7割軽減額を現行の3,500円を5,600円に、二の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を現行の1世帯当たり3,500円を4,900円に、(2)の特定世帯の軽減額を現行の1世帯当たり1,750円を2,450円に改正するものであります。

5ページをお願いします。

23条第2号イにつきましては、医療費分の均等割、5割軽減分を現行の9,500円を1万1,500円に、口(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を現行1世帯当たり1万2,500円を1万円に、(2)の特定世帯の軽減額を現行の1世帯当たり6,250円を5,000円に、八につきましては、後期高齢者支援金分の均等割、5割軽減額を現行の2,500円を4,000円に、二の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を現行の1世帯当たり2,500円を3,500円に、(2)の特定世帯の軽減額を現行の1世帯当たり1,250円を1,750円に改正するものであります。

6ページをお願いします。

23条の第3号のイにつきましては、医療費分の均等割、2割軽減額を現行の3,800円を4,600円に、口の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を現行の1世帯当たり5,000円を4,000円に、(2)の特定世帯の軽減額を現行の1世帯当たり2,500円を2,000円に、八につきましては、現行、後期高齢者支援金分の均等割、2割軽減額を現行の1,000円を1,600円に、二の(1)につしまし

ては、世帯平等割額の軽減額を現行の1世帯当たり1,000円を1,400円に、(2)の特定世帯の軽減額を現行の1世帯当たり500円を700円に改正するものがあります。

なお、条例附則につきましては、施行日及び経過措置について定めております。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第30号について説明させていただきます。

議案第30号、上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例。

上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例を別紙のように制定する。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

本条例につきましては、町内への企業立地促進を図るため、固定資産税の課税免除条例を制定するものです。

なお、減収分の4分の3が交付税として補填されます。

それでは、説明させていただきます。

次のページをお願いします。

上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例(案)

第1条につきましては、本町内において集積業種として指定する業種、製造業、運輸業等6業種が所有する対象施設の用に供する家屋もしくは構築物またはこれらの敷地である土地に対して固定資産税を課税免除することについて定めています。

第2条につきましては、国の同意日、平成20年9月2日から5年以内に指定業種に属する事業のための施設を設置した事業者が取得した家屋、構築物またはこれらの敷地である土地に対し、その取得価格の合計が2億円を超えるもの、また、農林漁業関連業種については、5,000万を超えるものに対し、取得後1年以内に施設の建設に着手すれば3年間固定資産税の課税を免除するものとしています。

次のページをお願いします。

第3条につきましては、町長に申請が必要であることを定めています。

第4条につきましては、承認の取り消し等について定めています。

第5条につきましては、承継について町長の承諾が必要であることを定めています。

第6条につきましては、委任事項を定めています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

皆さんにお願いします。

お昼時間を少し経過することになりますが、そのまま説明を続けますので、よろしく  
お願いします。

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。

議案第31号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員の処遇等に関  
する条例。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員の処遇等に関する条例を別紙  
のように制定する。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員の処遇等に関する条例（案）  
でございます。

この条例につきましては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公  
務員の処遇等に関する法律に基づき、職員が海外協力隊として外国の公共団体等に派遣  
される場合、現職参加できるよう、派遣期間及び給与等の取り扱いを規定するために制  
定するものでございます。

第1条で、この条例の主旨を規定してございます。

第2条第1項では派遣する機関を規定し、その機関の要請に応じ、その業務に従事さ  
せるために職員を派遣できるとし、第2項では、派遣できない職員を定めてございます。

第3条では、派遣の期間及び更新について定めています。派遣の期間を5年以内とし、  
派遣職員の同意を得て更新することができ、5年を経過する場合は町長との協議が必要  
としています。

次のページをお願いいたします。

第3項では、派遣期間が5年を経過する際に、事務引き継ぎ、また従事する事業の終  
了の遅延等により派遣期間を更新する場合、この期間が5年3月を超えないこととなる  
ときは更新の必要はないとしてございます。

第4条では、一般の派遣職員の給与等の支給について定めております。

派遣期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支  
給する、ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬が低いときは、規則で定めると  
ころにより100分の100以内を支給することができるとしております。



第2項では、逆に派遣先の機関の特殊事情により給与の支給が著しく不相当と認められるときは給与を支給しないとしてございます。

第5条では、職員の給与等に関する条例第22条第1項の規定、すなわち休職者の給与の規定については、派遣先の機関の業務を公務とみなすとしてございます。

第6条では、旅費の支給に関する規定であり、上富田町職員旅費条例に準じて旅費を支給することができるとしてございます。

第7条では、企業職員及び単純労務職員である派遣職員の給与の支給規定を定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第8条では、派遣職員は任命権者からの要求に応じ、勤務条件等について報告しなければならないとしてございます。

第9条につきましては、委任規定でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上が条例の概要でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

よろしくをお願いいたします。

議案第32号についてご説明させていただきます。

平成21年度上富田町一般会計補正予算（第2号）

平成21年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,725万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,918万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、15款、県支出金で、既定額に、今回、916万3,000円を追加、18款、繰入金で、今回、1,570万円を追加、20款、諸収入で、今回、239万4,000円を追加。

歳入合計では、既定額に、今回、2,725万7,000円を追加し、47億4,9

18万円と定めてございます。

歳出につきましては、2款、総務費で、既定額に、今回、2,415万7,000円を追加。

6款、商工費で、今回、100万を追加。

9款、教育費で、今回、210万円を追加。

歳出合計では、既定額に、今回、2,725万7,000円を追加し、47億4,918万円と定めてございます。

次の4ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。この4ページから7ページにつきましては、お目通しをお願いします。

次に、8ページをお願いします。

8ページの歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

県支出金の総務費県補助金につきましては、生馬、大宮地区ほか5地区への防災行政無線機の設置に係る孤立集落通信確保事業費補助金216万3,000円、また、八上王子近くに予定しております岡地区公衆トイレ設置事業費補助金700万円でございます。

次に、繰入金の財政調整基金繰入金は1,570万円で、今回の補正に係る一般財源を補填してございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、コミュニティバス等への広告掲載料として25万円、イベント用具等の整備に係るコミュニティ助成事業助成金210万円を追加措置してございます。

次に、歳出につきましては、総務費で、一般管理費は500万円追加で、これにつきましては、平成20年度の上富田町土壌改良剤製造共同作業場明け渡し調停に係る園芸土共同作業場の明け渡しに伴う建物明け渡し請求調停和解金500万円を措置してございます。

次に、財産管理費につきましては、防災行政無線設置費、工事請負費217万円の追加で、これにつきましては孤立集落通信確保事業県補助金を充当してございます。

企画費につきましては1,698万4,000円の追加で、岡地区公衆トイレ設置工事請負費等を措置しています。財源としましては、県補助金700万円を充当してございます。

次に、商工費の商工総務費では、経営安定奨励金100万円を追加補正してございます。

次のページをお願いします。

次に、教育費の保健体育総務費では、コミュニティ助成事業補助金210万円を措置してございます。なお、この財源としましては、財団法人自治総合センターよりの助成金を充当してございます。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

それでは、議案第33号、34号について説明申し上げます。

議案第33号、朝来財産区有地の処分について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。記。

1. 売却物件 西牟婁郡上富田町朝来字荒堀3548番1外6筆。  
地積 1万5,530.91平方メートル。
2. 売却価格 4,134万4,662円。
3. 目的 近畿自動車道松原那智勝浦線建設工事用地として。
4. 契約の相手方 国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 安藤佑治。  
平成21年6月11日提出。

朝来財産区管理者 上富田町長 小出隆道。

次のページに土地の内訳書、その次のページに参考資料として朝来財産区管理会の同意書、そして、次のページに同じく参考資料といたしまして土地売買仮契約書を添付しております。

土地売買仮契約書の第14条では、この契約は地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき上富田町の議会の議決を得た後、地方自治法第296条の5第2項の規定により、和歌山県知事に協議をし、同意を得たときに本契約が成立するものとするとなっており、上富田町議会の議決をいただいた後、和歌山県知事と協議をし、同意を得た後、本契約の成立となりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号について説明申し上げます。

平成21年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）

平成21年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,134万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,604万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年6月11日提出、朝来財産区管理者、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、財産収入、既定額に4,134万4,000円を追加して4,555万円と定めています。

歳入合計といたしまして、既定額に4,134万4,000円を追加し、4,604万4,000円と定めております。

歳出。

2款、総務費、既定額に4,134万4,000円を追加して、4,506万4,000円と定めています。

歳入合計といたしまして、既定額に4,134万4,000円を追加し、4,604万4,000円と定めております。

3ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

4ページをお願いします。

2 歳入。

財産収入といたしまして、不動産売り払い収入の4,134万4,000円を計上しております。この4,134万4,000円につきましては、先ほどの議案第33号で説明申し上げました近畿自動車道の建設用地として売却予定の財産収入でございます。

5ページをお願いします。

3 歳出。

1款、総務費、1目、一般管理費、既定額に4,134万4,000円を追加して、4,506万4,000円と定めております。主なものといたしまして、需用費の4万4,000円、積立金の4,030万、さわやか上富田まちづくり寄付金として100万円を計上しております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

教育委員会総務課長、笠松君。

教育委員会総務課長（笠松眞年）

よろしく申し上げます。

議案第35号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成20年度繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事。

2．契約の方法 指名競争入札による契約。

3．契約金額 5,002万2,000円。

4．契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1、株式会社後工務店、代表取締役 後 雅雄。

平成21年6月11日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、平成20年度から繰り越して実施している生馬小学校の耐震化工事の中の屋内運動場の耐震工事でございます。

工事概要につきましては、屋根の補強及び一部壁の耐震補強工事を実施するとともに、老朽等による屋根のふき替え、外壁及び内部の一部改修工事を行うもので、指名競争入札により、5月29日に指名競争入札により入札を行っております。

指名業者につきましては、株式会社後工務店、清水工務店、株式会社平建設、株式会社イワコー、株式会社堀組、西村工務店上富田営業所の6業者で、株式会社後工務店が5,002万2,000円で落札しています。

完成につきましては、平成21年12月の予定です。

また、別紙参考資料のとおり、6月1日付で仮契約を締結しておりますが、契約条文で、議決、ご承認をいただいた時点で本契約の確定としておりますので、何とぞご承認のほどよろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

---

延 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、6月16日9時30分となっておりますので、ご参集よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

延会 午後0時15分